[事案 2019-333] 遅延利息支払請求

· 令和 2 年 12 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

高度障害保険金に対する遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年に脳出血を発症したため、昭和61年8月に契約した終身保険にもとづき、平成9年1月に高度障害保険金を請求したところ、保険会社は、提出した診断書からは、約款上の高度障害状態とは認められないと判断し、支払われなかった。その後、平成20年12月に、再度診断書を提出し、保険会社が確認を行ったところ、平成18年10月が高度障害状態該当日と認められ、平成21年6月に高度障害保険金等が支払われた。

令和元年 5 月に高度障害状態該当日の再考を促すため、改めて保険会社に診断書を提出したところ、保険会社が調査した結果、高度障害状態該当日を平成8年2月に変更し、令和元年10月に、この変更に伴う清算金と、清算金についての令和元年6月から支払日までの遅延利息が支払われた。しかし、以下の理由により、平成8年2月から高度障害保険金の支払日である平成21年6月までの、遅延利息を支払ってほしい。

- (1) 平成 9 年の保険金請求時に、保険会社はきちんと調査をしなかった上に適切なアドバイス も全くしなかったにもかかわらず、社内規定を根拠に遅延利息を支払わないのは非常に理 不尽である。
- (2)言語機能障害を理由として平成 21 年に高度障害保険金が支払われたが、保険会社の職員 と面会した際、職員は給付金請求書に申立人が喋れないことを記載して保険会社に報告している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)高度障害保険金の支払期限は、その請求に必要な書類が保険会社本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に支払うと約款に記載している。本事案では約款に従い、期限内に保険金を支払っているので、遅延利息は発生しない。
- (2) 平成9年の保険金請求時から、申立人からの支払照会や申出があるたびに当社は事実の確認を行い適切な対応をしている。
- (3) 平成 9 年 10 月に当社職員が申立人と面会し、言葉がしゃべれないと給付金請求書に記載したことはあるが、これは別の給付金請求に関して代筆の可否の判断をするための記載であり、高度障害状態に該当するか否かの判断は原則として医師の診断により行われること、この面会と近い時期の医師の診断書があったことからしても、平成 9 年当時、高度障害保険金に関して調査を実施しなかったことに問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は約款に従い遅延利息を支払っており、また、平成9年の保険金

請求時に、保険会社が調査等を実施しなかったことは理不尽であるとは言えず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。